

## 町民課保険年金係からの大切なお知らせ

国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証の更新  
(8月1日から)

現在お使いの被保険者証の有効期限は、  
**平成26年7月31日まで**です。

新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送します。  
国保の加入者は、世帯主様宛てにご家族分をまとめて、後期高齢者医療被保険者証は、各個人宛てにお

送りします。8月になっても届かない場合はご連絡  
ください。

## 問い合わせ先

役場 町民課 保険年金係 内線 2114 ~ 2116

## 【国民健康保険被保険者証】

色は「桃色」⇒「肌色」に変わります。(一般)  
「クリーム色」⇒「水色」に変わります。(退職)

<b>国民健康保険 被保険者証</b>	交付年月日	平成 26 年 8 月 1 日
	有効期限	平成 27 年 7 月 31 日
記号	番号	×××××××
資格	一般	
氏名	鬼北 太郎	性別 男
住所	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	
生年月日	昭和××年×月×日	世帯主名 鬼北 太郎
取得年月日	平成××年×月×日	
保険者住所	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1	保険者番号 381004
T E L	(0895) 45-1111	保険者名 鬼北町

## 【後期高齢者医療被保険者証】

色は「青色」⇒「黄緑色」に変わります。

<b>後期高齢者医療 被保険者証</b>	有効期限	平成 27 年 7 月 31 日
	被保険者番号	×××××××
住所	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	
氏名	鬼北 花子	
生年月日	昭和××年×月×日	性別 女
資格取得年月日	平成××年×月×日	
発行期日	平成××年×月×日	
交付年月日	平成 26 年 8 月 1 日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号・名称	39384888	愛媛県後期高齢者医療広域連合

## ◆新しい被保険者証について

必ず8月1日から使用してください。また、住所、氏名など記載内容を確認し、誤りがある場合はご連絡ください。

## ◆古い被保険者証について

有効期限の過ぎた古い被保険者証は回収しません。ご自身で裁断するなどして処分してください。

## ◆保険税(料)に未納がある場合

被保険者証が交付できない場合があります。また、後期高齢者医療保険の被保険者証は郵送されません。未納がある場合は、早急にお支払ください。なお、納付期限までにお支払が困難な場合や分割納付などの相談が必要な場合は、税務課までご連絡ください。

## 【限度額適用・標準負担額減額認定証】

有効期限は7月31日までです。

◎国保の加入者…引き続き交付を希望される場合は、次のものを持って、役場または日吉支所で手続きしてください。

- ①印鑑
- ②被保険者証
- ③過去1年間に90日を超える入院がある場合は、入院時の領収書

◎後期高齢者医療の加入者…負担区分に変更がなく、未納がない場合は、被保険者証と一緒に郵送します。